

○環境省告示第三十一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣 大塚 珠代

別表塩化ビニルモノマーの項中「 $\text{CH}_2=\text{CH}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{C}_6\text{H}_4-\text{CH}=\text{CH}_2$ 」を「 $\text{CH}_2=\text{CH}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{C}_6\text{H}_4-\text{CH}=\text{CH}_2$ 」に改める。

付表中「 $\text{CH}_2=\text{CH}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{C}_6\text{H}_4-\text{CH}=\text{CH}_2$ 」を「 $\text{CH}_2=\text{CH}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{C}_6\text{H}_4-\text{CH}=\text{CH}_2$ 」に改め、備考の1を削り、備考の2を備考の1とし、備考の3から備考の6までを一つずつ繰り上げる。